

茨城県介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金交付要項  
(特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症  
対応型共同生活介護・短期入所療養介護(みなし指定除く))

(趣旨)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、茨城県介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の食料費の物価上昇等を受け、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある介護施設等に対し、厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食料品の購入費等に対する緊急的な支援を行うことを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象事業(以下「補助事業」という。)、補助基準単価、補助対象事業所、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定に当たっては、別表に掲げる補助対象事業所ごとに、補助対象経費の実支出額と補助基準額(補助基準単価に定員数を乗じたもの。)とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助条件)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属

する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、第6条で決定した額を交付する。

(実績報告、補助金の額の確定)

第9条 実績報告は、第5条に定める申請書の提出をもって行ったものとし、補助金の額は、第6条に定める交付の決定をもって確定したものとみなす。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、第7条により整理した証拠書類について知事の要求があったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 補助対象事業、補助基準単価、補助対象事業所、補助対象経費及び補助額

補助対象事業	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入等
補助基準単価	
補助対象事業所の種別(※)	補助対象事業費用を支出した施設等
1 特定施設入居者生活介護	定員1人当たり 18,000円
2 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員1人当たり 18,000円
3 認知症対応型共同生活介護	定員1人当たり 18,000円
4 短期入所療養介護（みなし指定除く）	定員1人当たり 18,000円
補助対象経費	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に補助対象事業所が負担した食材料費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）から、利用者負担を除いた額
補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに、補助対象経費の実支出額と補助基準額（補助基準単価に定員数を乗じたもの。）とを比較して少ない方の額を補助額とする。</li> <li>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・1事業所当たり1回まで補助することができる。</li> </ul>

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した事業所の場合は、その指定等の日時点の定員とする。